（法人税法の一部改正）

第二条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第八十二条の三第六項第一号中「おける」の下に「当期純損益金額（」を、「当期純損益金額」の下に「をいう。次項第二号において同じ。）」を加え、同条第十五項中「前項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16　財務大臣は、第七項（第十四項において準用する場合を含む。）の規定により国又は地域を指定したときは、これを告示する。

第八十二条の三第十三項中「第六項、第七項」を「第六項から第八項まで」に、「第六項中」を「第六項及び第七項中」に、「第七項中」を「第八項中」に、「第十項」を「第十一項」に、「第八項」を「第九項」に、「及び第七項の規定」と、「」を「から第八項までの規定」と、「ついて」に、「のいずれか」と」を「」と」に、「第十三項」を「ついて第十四項」に、「又は第七項」を「から第八項まで」に、「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第八項第一号」を「第九項第一号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　特定多国籍企業グループ等の最終親会社等が各対象会計年度において次に掲げる要件その他の財務省令で定める要件を満たしていると国際的に認められる国又は地域として財務大臣が指定する国又は地域を所在地国とする場合には、当該対象会計年度の当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等に係る第二項第一号から第三号までに定める金額（当該構成会社等が無国籍構成会社等である場合にあつては、当該構成会社等の同項第四号から第六号までに定める金額）は、零とする。

一　その国又は地域の租税に関する法令（令和十一年一月一日前に制定されたものに限る。次号及び第三号において同じ。）において、百分の二十以上の税率により会社等の所得に対する租税を課することとされていること。

二　その国又は地域の租税に関する法令において、自国内最低課税額に係る税を課することとされていること、又は会社等の所得に対する租税の額が当該会社等の当期純損益金額に照らして過少であると認められる場合において租税の適正な負担を求めるため当該会社等の各対象会計年度に係る当期純損益金額を基礎として計算した金額に対して百分の十五以上の税率により租税（自国内最低課税額に係る税を除く。）を課することとされていること。

三　その国又は地域の租税に関する法令において、他の会社等に持分を直接又は間接に有される会社等（以下この号において「子会社等」という。）がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行つていない場合その他の場合において、当該子会社等の所得の金額を当該他の会社等の収益の額とみなして益金の額に算入する規定であつて、原則として当該子会社等の全ての所得の金額を基礎としてその益金の額に算入する金額を算出するものが設けられていること。

四　その国又は地域の租税に関する法令において、会社等の所得に対する租税の額からその国又は地域以外の国又は地域の租税に関する法令により当該会社等の所得に対して課される租税の額を控除することができる規定（自国内最低課税額に係る税の額を控除することができるものに限る。）が設けられていること。

第八十二条の十一第五項中「前二項」を「第三項から第六項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「（定義）」を削り、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　財務大臣は、第四項の規定により国又は地域を指定したときは、これを告示する。

4　特定多国籍企業グループ等の最終親会社等が各対象会計年度において次に掲げる要件その他の財務省令で定める要件を満たしていると国際的に認められる国又は地域として財務大臣が指定する国又は地域を所在地国とする場合には、当該対象会計年度に係る当該特定多国籍企業グループ等の第二項に規定する国際最低課税残余額のうち当該最終親会社等の所在地国に係る部分の金額として政令で定める金額を含まないものとする。

一　その国又は地域の租税に関する法令（令和八年一月一日において施行されていたものに限る。次号において同じ。）において、百分の二十以上の税率により会社等の所得に対する租税を課することとされていること。

二　その国又は地域の租税に関する法令において、自国内最低課税額に係る税を課することとされていること、又は会社等の所得に対する租税の額が当該会社等の当期純損益金額（第八十二条第二十六号（定義）に規定する当期純損益金額をいう。以下この号において同じ。）に照らして過少であると認められる場合において租税の適正な負担を求めるため当該会社等の各対象会計年度に係る当期純損益金額を基礎として計算した金額に対して百分の十五以上の税率により租税（自国内最低課税額に係る税を除く。）を課することとされていること。

5　前項の規定は、同項の特定多国籍企業グループ等の同項の各対象会計年度に係るグループ国際最低課税額等報告事項等（当該特定多国籍企業グループ等の第二項に規定するグループ国際最低課税残余額の計算につき前項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該グループ国際最低課税額等報告事項等に相当する事項の提供がある場合（第百五十条の三第三項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）の規定の適用がある場合に限る。）に限り、適用する。

第百五十条の三第一項第二号中「又は」を「、」に、「第八項まで、第十一項若しくは第十二項」を「第九項まで、第十二項若しくは第十三項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「の」を「又は第八十二条の十一第四項（国際最低課税残余額）の」に改める。

（消費税法の一部改正）

第三条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三　特定少額資産販売事業者　第五十七条の七第一項の規定による登録を受けた事業者をいう。

第二条第一項第八号の五の次に次の一号を加える。

八の六　特定少額資産の譲渡　資産の譲渡等のうち、通信販売の方法として政令で定める方法による国内以外の地域に所在する資産（一の資産について対価の額（対価として収受し、又は収受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、当該資産の譲渡につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとする。）が一万円以下であり、かつ、国内以外の地域から国内に宛てて発送されるものに限る。）の譲渡をいう。

第四条第三項ただし書中「ただし」の下に「、特定少額資産の譲渡である場合には当該資産の譲渡等は国内において行われたものとし」を加え、「、同号」を「同号」に、「、当該」を「当該」に改める。